

明治期における千葉・茨城県境変更について

——千葉県香取郡の動向を中心として——

阿由葉 司・鶴崎 清治

はじめに

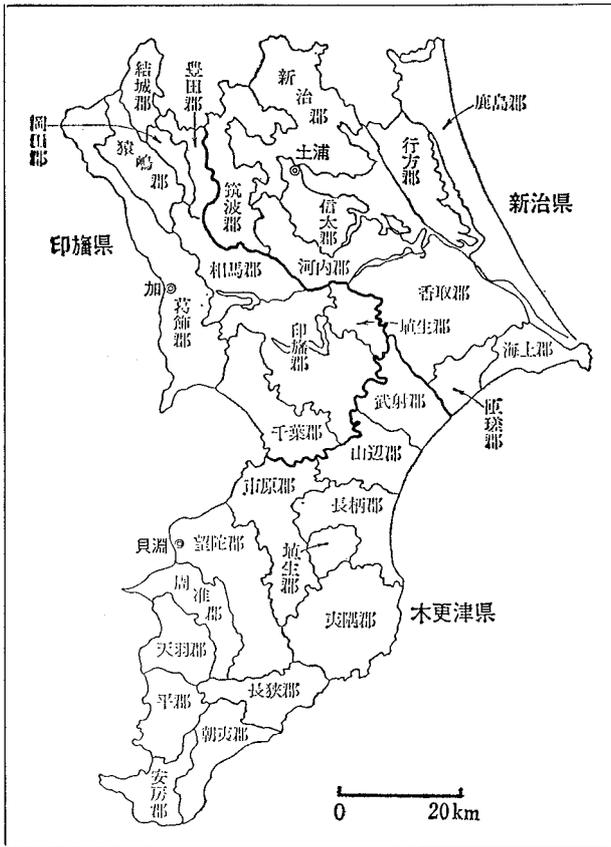
明治四年（一八七一）明治政府は諸藩を廃して県とする政府改革、いわゆる廃藩置県を断行した。

この廃藩置県は、慶応三年（一八六七）の王政復古につぐ、第二のクーデターとでもいうべきものであったが、すでに、版籍奉還などを経て、諸藩が実質的に解体していたため、比較的平穩に何の抵抗もなく断行されたわけである。

ここに、藩が県となり、すでに政府直轄地に設置されていた府県とあわせて、三府三〇二県が成立した。そして、一国一県、三〇〇四〇万石規模を原則とする、府県の統廃合案が企てられ、同年中には、三府七二県に編成された。

これまでの廃藩置県の研究は、中央集権国家形成の政治過程を対象とするものがほとんどで①、府・県といった個々の行政区画画定の経過などの具体的検討をこころみたものは思いのほか少ないと言わざるを得ない②。

ところで、従来明治期の利根川流域の歴史的事件として取り上げられてきたものは、①—足尾銅毒事件②—茨城河



第1図 印旛県・木更津県・新治県の県域

川党問題（茨城県議会内における南北選出議員の地域利害対立）であるが、この両事件に並ぶものとして、千葉県・茨城県両県の間でくりひろげられた県境変更問題は、前記二事件と並ぶ歴史の意味を持っているものと考ええる。筆者は、この三事件をもって、明治期の「利根川三大事件」として位置付けていきたいと考えている。

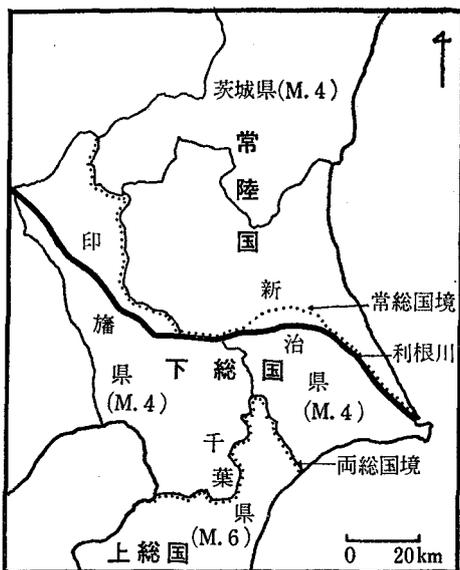
そこで本稿では、明治期において千葉県・茨城県の行政区画が画定するに当たり、千葉県香取郡を舞台にして見られた、利根川をめぐる県境画定の動向を取り上げようとするものである(3)。

一 明治初年の千葉・茨城 県境

(1) 千葉県・茨城県前史

明治四年の後半は、府県区画についてめまぐるしい動きがあった。

三府三〇二県を数えた府県を、三府七三県にする案が大蔵省により作成された。この大蔵省案の特徴を、大島美津子は次



第2図 千葉・茨城県編成図 (明治8年)

れたと推定。

そして、この三府七三県の案を経て、明治四年末には、三府七二県の区画とすることになった。

ここに至り、基準の規模を上回る旧下総国十二郡は、九郡をもって印旛県(四六万石)を設置し、残る香取・海上・匝瑳の三郡は、旧常陸国南半分と新治県(六一万石)を設置した(5)。第1図参照

(5) 利根川による国、郡域の分割

明治六年に入ると、政府は早くも府県規模を拡大させるため、印旛県と木更津県を合体させて千葉県を設置した(明治六年六月一五日)。

の四点で整理する(4)。

- 1 大藩中心主義、なかんずく雄藩中心主義——一定の規模をもった大藩地域はほとんどそのまま継承され、単独で、あるいは、近接の中小藩を吸収する形で府県が作られた。
- 2 古代に制定された国制への依拠——一国一県説が主張された。
- 3 一定規模の経済力——三〇〇四〇万石の旧石高が目安とされた。
- 4 外国モデルとしてのフランスの地方制度が参考にされた。

続いて明治八年、既に設置されていた旧常陸国側の茨城県を拡大させるため、利根川を県境界として、常陸、下総、上総、安房の四国で、千葉県、茨城県両県の組み替えを行ったのである。

この時新治県は解体し⁽⁶⁾、利根川から南の香取郡、海上郡、匝瑳郡の三郡は、結局常陸国から切り離され、千葉県に編入し、新治県北部は茨城県に合体し、常陸は一国にまとまった。この点を示したものが第2図である。

ほかに、下総では印旛県の北岸茨城県へ編入となり、南岸側は従前通り千葉県にとどまった。これにより、下総国九郡は二分され、なかでも葛飾・相馬の二郡においては、利根川により、郡域まで千葉・茨城両県に分割されることとなってしまった。しかし、香取郡については唯一、取り扱いを異にし、地域の実情などを考慮し、郡域の分割をさけた。この一連の組み替えによって、香取郡の利根川にまたがる村落三九か村、面積約九〇平方km、北岸堤防総延長距離約二四kmの大規模な土地が対岸飛地として残されることとなった⁽⁷⁾。

政府が利根川を県境としたことについては、河川が府県区画上の地理的な特性を有しており、それが自然の理として優先されるものであるから、特に利根川が東関東を横断し、府県組み合わせのうえでほぼ中間に位置していたことがあげられよう。政府は富国強兵政策を優先してすすめるため、自から財政窮迫を回避するために、河川管理を府県に委ねる必要があったのである。そのために、河川管理上の千葉・茨城両県の兩岸分担を必然ならしめたのである。

歴史ある国郡は割らないという置県方針でのぞんできた政府も、結局現実的に迫った中央集権国家の確立や、河川行政の立ち遅れをカバーするためには、その当初の方針を変えざるを得なかったわけである。

こうした中で、香取郡が利根川による南北分割を回避したことは何によるものであろうか。

香取郡利根川北岸地域の主要部は、いわゆる十六島新田⁽⁸⁾に当たる所である。この地は、近世以来常陸国境界を

めぐる係争地でもあった⁹⁾。また、十六島新田は、香取郡の新田村落としての性格を有するもので、南岸の佐原を中心とする地域と密接なつながりを持っていた。佐原は、近世中・後期を通じて、利根川流域第一の繁栄をみせた政治経済力を培っており、こうした地域の事情が、香取郡分割を回避した要因となってくるものであろう。そして、この点が後の県境変更問題の際にも、茨城県移管に対して強い反対運動としてあらわれてくる。

ところで、政府は多くの府県設置に際して、旧国界の場合と同様に、河川を境界として採用したが、その河川も旧国界画定以来、一〇〇〇年以上の年月を経過しているため、利根川のように大きく河道変化をとげている場合も多く、いわば県域設定と旧国界との間に大きなズレが生ずることとなった。この修正のため政府は多くの飛地の整理を強力に推し進めることになった。近い例では、明治八年八月の江戸川を境とした千葉県管轄下総国葛飾郡内の四三か村が、埼玉県に編入したことがあげられる。

二 県境変更問題の発生と経過

(1) 水害常襲河川としての利根川

政府は、西南の役やデフレ財政下のために、府県に対する治水費の国庫補助を打ち切った。そのため利根川の堤防費は、政府にかわって地方税と地元町村で支弁しなければならなくなり、地方財政は窮迫の度を増した。

千葉県議会は、明治一四・一五・一六年度の三回にわたり、「堤防費の国庫補助要求」を政府に建議した。茨城県議会でも同様の建議案が審議された。しかし、茨城県では地方議会の力では効果がないとしてこの案は否決され、さらに追い打ちをかけるように県北部の利根川に関係しない議員が、県南部の治水費は負担できないとして、多数決に

より治水費を半減させてしまふという状況になり、茨城県議会内における南北の対立が顕著なものとなった。

一方、千葉県議会の三度にわたる国庫補助要求の建議も裁可のないままに終わり、その目は茨城県同様内部に向けられ、治水費をめぐる地域利害の対立から、しばしば道路建設を優先とする上総、安房側の県南部議員と、北部の下総の治水派議員が対立した。特に水害が最も多かった香取郡利根川南北岸は県民の「一大厄介物」とした扱いをされることになってしまった。香取郡の郡域が利根川をまたいでいたため、利根川による県境設置後は、千葉・茨城両県から共に「お荷物」視されていたわけである。

利根川は、近世初頭の東遷によりほぼ現在の流路となったものであるが、水害の多い河川とされ、特に明治一〇～二〇年代の水害は大きな被害を出すようになり、香取郡北岸ではたびたび決壊していた。特に一八年には、三回の水害を記録した⁽¹⁰⁾。この時、茨城県側にある利根川以北の堤防が決壊、洪水は茨城県南部の信太・河内両郡を襲い、甚大な被害を与えた。茨城県では、千葉県香取郡北岸の堤防不備訴訟を起す動きさえ見せていた。

茨城県執行部（県令、島惟精）はこの水害を契機として、県治上から堤防を管理し、大規模な飛地は行政区画上不都合であるとして、政府に香取郡利根川以北の茨城県への移管願いを上申するに至り、つづく県令、安田定則も府県・郡制（二三年）、市町村制（二二年）が、これでは実施できないとして同様の上申を行った。当初地域的利害で対立していた茨城県議会も、後に五回の政府建議を行い⁽¹¹⁾、また県民による請願もあわせて一〇数回に及んだ。

他方、千葉県側では、県令、船越衛をして一八年からたびたび県議会側を牽制し、一時の勢いで移管決議は後悔すると説諭していた。しかし、県議会側は土木予算に対する治水費の負担削減を図るといふ地域的利害から、茨城県移管の建議を四回提出した⁽¹²⁾。政府からの治水費国庫補助が打ち切られたことや治水技術の立ち遅れがこうした結

果につながったものである。千葉県議会の治水派の議員や県当局は当然のことながら移管に反対し⁽¹³⁾、それぞれ立場上の相違を如実に見せた。

(2) 香取郡の動向

ここでは、当時の香取郡の動向を見る。

移管の動きの顕在化した一八年、香取郡利根川以北の自由民権運動家、高野麟三（後の千葉県議）は、利根川以北人民総代として、内務省に千葉県議会の決議に対し、絶対反対の旨の意見書を提出した。二二年、香取郡の利根川にまたがる三九か村では町村制を施行するのに当たり、香取郡長・大須賀庸之助から利根川を境界にしてはという諮問を受けたが、これを強く拒否し、従前通りの区画をもとに九町村に合併した。

二三年、第一回総選挙では、香取郡選挙区で高野麟三と大須賀庸之助らが争った。両者とも利根川以北の十六島に居住し、移管阻止をかかげたが、結局町村有力者の支持を得た大須賀が当選した。

香取郡大倉村会議長、戸村次郎吉は、二三年十一月の千葉県議会の移管決議に反対し、政府に上申書を提出している⁽¹⁴⁾。この頃、佐原町を中心として大規模な移管反対運動が展開し、三〇年には内務省に香取郡住民千余人の直接陳情がなされており、その哀訴は国会内で多くの議員の共感をよんでいた。

またその一方で、第一回帝国議会貴族院に対して、香取郡利根川以南の内陸部住民により、移管賛成の請願がなされ受理されている⁽¹⁵⁾。このような同郡内から出された賛成請願の背景には、利根川以北から当選した大須賀の在任地を香取郡選挙区から分離し、彼らの推す内陸部自由党候補を有利にしようという政治的な背景があったようで問題が複雑化していった。

(第一表)

第一回(第一三回帝國議會衆貴兩院)における千葉・茨城県境法案をめぐる論戦

▼移管を要求する茨城県側代表議員及び応援議員の論点

(関戸覚蔵、木村格之輔、大津淳一郎、曾我祐準、湯本義憲)

○香取郡の北岸堤は約二四kmもあり、そこは水勢が最も激しく人の最も恐れる所である。決壊すれば、洪水は茨城県南部の信太、河内郡一帯に達する。千葉県側にしてみれば細ながく割り入った少しの土地のために、土手普請は相償はぬであらう。工事は茨城県のためにするようなものでこれを放棄しておくような精神ではなからうが幾分か南岸に比べ緩慢にする傾きは免れない。茨城県でこの堤防を堅牢にしたいと平生願っても手のほどこしよがない。法律上、千葉県の管轄で相談の仕方がない。ただ、堤防が決壊するたびに千葉県を怨む。川は一方が切れれば、そのために切れない方が助かる。だから千葉県側は茨城県の不利益になる香取郡北岸に害を譲ることになる。

○水産上の問題で霞ヶ浦で千葉県人民は茨城県の禁令を守る義務がないから茨城県だけが守り不利益となっている。

○茨城県知事も明治18年に管地組替を上申し、千葉、茨城県議會も再々建議し、両県人民も毎度請願している。ただ、一、二の町村が何かの感情により苦情を唱えるだけで、反対する確

▼移管に反対する千葉県側代表議員及び応援議員の論点

(大須賀庸之助、船越衛、鈴木儀左衛門、谷千城、持田直、谷沢龍蔵)

○治水で千葉県と茨城県が関係するところは、横利根川から西(陸続き)の堤防である。こもも千葉県の堤防だからといって薄弱にすることは決してない。皆同様に修築しどの県に属そうが区別はない。実地をみればわかる。横利根川以東は三方を川に囲まれ、茨城県側と堤防の関係はない。ここが切れても茨城の方には及ばない。一隅をもって全体をこのように認めることは実施に背く。茨城県の水害に関係ないそれまで取ろうというのはさっぱりわからない。以西であっても今急に変更しなければならぬほど茨城に及ぼす影響はない。まして十六島というところは一つの別郭をなしており横利根川をもって東西は大いに趣を異にしている。

○漁業取締上も両県が交渉して同様な訓令を発している。利根川でも同様にしており、香取郡の二か村の地先が霞ヶ浦の湖面に少々出たくらいで、全国第二位の霞ヶ浦からみればわずかで、漁業上害があるなどきいていない。

○両県の県会決議を茨城県側は力ある材料にあげるが、甚だ服従できない。これは地域的利益から人民の少ない方が多数による厄介払いで、これが世論とはいえない。県会や住民の請願は

平たる理由はない。

○利根川の両県地の飛び地が犬牙錯雑し、この境界が実に不判然である。これは三府四五県中比類をみない。そこは該村の人民でもどこが境界かわからないほど水草が繁り、茨城県の管内図も作れない。これでは行政区画が確立しているとはいえず、両県人民の紛争のもととなっている。

○香取郡北岸の地は茨城県側と人情、風俗を同一にしており、人民が平静不和であるかというに、常に親密に交際している。

○香取郡北岸地域は、河川法による改修が最も必要な所で費用負担が国と地方費になれば、北岸の利益は何れの利益かという、即ち茨城県の利益である。茨城県の利益を千葉県の巨額な費用で改修しなければならない不幸をみることになる。

山の手と川手の者の多数決によって出したものである。千葉県南部側は利根川のことをよくしらない。同じ県のものでありながら不人情な話である。

○両県地が犬牙錯綜しているのが、紛争の基というが、実際はごく少部分である。これは地租改正の時、直そうと思つたが元の洲体を開墾したもので、下総からきたものは千葉県に、常陸からきたものは茨城県になった由来である。ここをもって、両県地が全て錯綜し紛争になつていようにはおかしい。

○風俗人情について、千葉県、茨城県両県会とも、香取郡北部は茨城県と同じだから茨城県に属するのがよいというが、茨城県とは大分違つている。

○香取郡の北岸堤に多額の費用を要するから、千葉県においてたえられないとは、明治一八年当時のことで、今日では立派な堤防になつた。平常の修築で千葉県の力にたえないということはない。

○香取郡の關係町村は、おおくは南岸と北岸があいまって一村の国体を成している。もと、利根川に堤防のない時は、洲体を開墾して村落を成したのである。従来から一村を川を跨いでなしてあり、不便でなくこのままで差し支えない。

もし、変更したら、一村の独立に大影響を及ぼす。多くの人民は南岸に居住し、田地は北岸にある。町村制施行の際も利根川を割つて自治体にしようとしたが、どうしても沿革上、又資力の度合においても、それはできなかった。これも一県中の隣

○随分と水害の多い所であり、そういうとき南岸から北岸の香取郡に吹き出しもできず、ただ傍観しているだけである。そこで他県である茨城県の方から巳を得ず力をつくしてたすげなければならぬ。また、警察や学校も川を隔てることになり不都合となる。

○川を境にすることは、天が自然に成すもので人民が元来好むものではない。郡制により四・五〇も郡の名を変えた。歴史も世が開けるうちに交通も激しくなり、河流も変わり、時勢の変遷で時に修正も必要。歴史に拘泥することはない。

村に入るならいざしらず、他国に入るとこの辺の中心地、佐原町で公共の用を足せずこぶる不便をきたす。北岸にすむものは南岸に祖先の墳墓を有しており、割れば誠に不人情となる。

○洪水の時は南岸によって保護されている。水害になれば間にあわないというが、大水害の前には雲行きで前もってわかるから、佐原に行つて諸事をたして結構間にあう。

県庁の水防指令も同じである。茨城についても、霞ヶ浦の大湖水があり、郡役所も警察署も四里もあり、また新利根川という川も渡らなければならない。決して茨城にいつてそれが便利になるものでない。

○香取郡人民が合併を嫌うのは、ただ慣習に墨守するのではない所以がある。即ち、十六島は佐原町その他の村々の南岸から族に徳川初期の時開いたもので、家康公の感謝状もある。いまも証左はのこっている。したがって、南岸の佐原町と北岸の十六島をはじめ、付近の村々は昔から吉凶慶弔相共にして誠に和熟している。

○古来からの歴史ある国界を変え、益のない交換はすべきではない。人民は茨城にあわせられることを、父母と離れるがごとくなげているのに、強いてこれをやるには及ばない。行政官が万巳を得ず法律を出すなら許せるが、出身地議員や党派が勝手にするのは承知できない。

○川は、昨日の淵は今日の瀬となる。明日、千葉によるか茨城によるかわからぬ。今日変更しても、明年また変更しなければ

○河川法の規程は、その地の人民が負担しなくてはならない。如何に法律の命ずるところであるといつても、人の土地を保護するのに、千葉県民にこれを強いるということは決して策の得たるものでない。

○喧嘩両成敗……等で押し付けようというような者は、この立法部には一人もない。千葉県から赤毛布が出てこようという虚唱の話が出たが、如何に赤毛布が出てきても、日本の立法部たるものは宜しいと決めた以上、左様な説明をもってこの問題を決すべきでない。

ならない。畳の上で利根川に一本棒を引いて一方は茨城県、もう一方は千葉県であると取り決めるのは誠に不都合である。

○この土地の人口三万人に害をきたす法案で、選挙権も二〇〇人が失う不幸になる。

○千葉県は茨城県の堤防をすこしも作つた覚えはない。これを飛地だの何だのといっているが、決して飛地ではない。大きな集落を成している。それゆえに、千葉県では決してこの土地を忽諾にはしない。

○香取郡利根川以北全部でなければならぬとは、誠に遺憾だ。やむなく、横利根川以東(上)はこのままにおいて、上方を茨城にさくのがよろしくなると委員会が決つた。年々双方で争論を続け、莫大な費用をかけ相争うては人民安ぜぬ。

○絶対にこれを服従することはできない。年々再再千葉、茨城県のこの紛争を早く絶ちたい。絶つためには喧嘩両成敗がよからうというものである。この分県論が通過したら、我が千葉県より赤毛布が出て、いふべからざる紛擾をきたす。彼らは死んでも茨城県の支配は受けたいといっているので、治安に害を及ぼすことになる。

○古き千葉県議会の建議を証拠だてに、これを唯一の口実として、この材料とするのは卑怯千万なる行為である。明治三〇・三一年に千葉県議会は移管拒否の建議をしている。これが最も確かな千葉県の世論である。

(3) 国会における論戦

一八年に発生したこの問題は、二四年の帝国議会から論議され、移管を正当とする茨城県側議員が攻勢に出て、移管を不当とする大須賀らは守勢に回ることとなった。移管賛成、反対の動議は第一三回議會まで毎議會論議された。県境変更問題としてこれほど長期にわたり議會を動かしたものは、全国を見ても他に例を見ない。そうした国会における論戦を総括したものが第一表である。

(4) 政府の姿勢

三〇年第一〇回帝國議會衆貴兩院に茨城県選出議員八名による移管についての法案が提出され、千葉県選出の大須賀庸之助は悉く反対意見を述べ、廃案に持ちこもうとしたが、茨城県側は千葉県議會や一部の賛成派の請願をもって千葉県の世論であるとして譲らなかつた。その結果、この法案は衆議院では多数をもって可決し、貴族院に送付された。貴族院では政府の態度が注目された。

そもそも、香取郡利根川以北を千葉県側に残したのは政府自身であり、そのためかこの県境変更問題では、終始慎重かつ消極的な態度をとり、地元住民の心情に理解を示していた。河川改修を終えてからの県境変更が望ましいとする政府に対し、茨城県側議員はこれを不服とした。

政府は、二九年に河川法の制定を行い、いち早く利根川の改修設計を終えた。その段階で河川改修と県境変更の関連が注目された。

これまで、政府は河川改修をたてに県境変更論議をくりのべにしてきたわけであるが、改修工事の実設計終了段階では通用しなかつた。政府は、県境変更は改修工事によって支障をきたさなまいという判断を示した。これは長びく

県境変更問題を解決しようとする政府の態度を示すものであった(16)。

(5) 全面移管の修正と法案成立

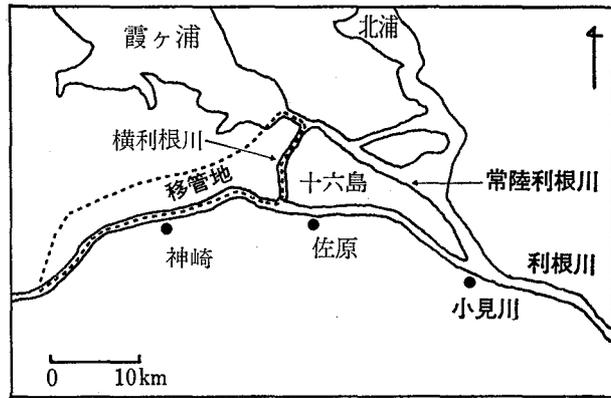
三十二年五月、第一二回帝国議会衆議院に、茨城県選出議員による法案が再度提出され、特別委員会に付託された。その委員会報告が本会議になされたが、それはいわば修正案というべきもので、ここでこの問題は新たな局面に入った。

その修正案は、香取郡以北全体のうち、そのほぼ中央を霞ヶ浦と利根川本流を結んで流れる横利根川をもって県境とし、その西側つまり上流部は茨城県の耕地と陸続きで、同じ堤防により治水上の利害が同一であることから、これを茨城県に移管し、残る東側つまり下流部の常陸利根川、横利根川、利根川本流により輪中となっている部分については、茨城県側と治水上の問題を生じないとして千葉県側に残すという、まさに折衷案であった。

一方、千葉県議会では、過去に四回移管建議を行ってきたが、その後三一年を前後して二回、今度は移管反対の建議を行っている。香取郡における地域レベルでの住民の反対運動を無視できなくなっていたのであるが、国会内の動向からは時すでに遅しの状態にあった。

同年一二月、第一三回帝国議会貴族院に、その修正案による政府案が提出され、これにより積年の混乱を政府みずから解決しようとした。

この間、修正案により茨城県へ移管となる横利根川以西の住民の反対などがみられ、あくまで全面移管を要求する者と、逆に全面阻止しようとする者のはげしい対立は、法案成立までぎりぎりの攻防が続いたが、三十二年一月、衆貴両院で政府案が可決成立した。



第3図 県域変更図（明治32年）

同年四月一日、「千葉県、茨城県境界変更法」が施行された。

この結果、利根川上・中流域で若干の飛地整理があったほか、香取郡利根川以北では、茨城県側に横利根川以西の全村、当時の香取郡本島、金江津、十余島の三か村（旧二〇か村）、面積にして約五〇平方kmが移管された。千葉県にとどまったのは、横利根川以東すなわち当時の香取郡新島村（旧七か村）と佐原町、津宮村、大倉村、豊浦村などの対岸新田村落（旧一二か村）で、面積は約四〇平方kmであった（第3図）。

三 県境変更後の問題

(1) 県境変更に対する不安

政府は、この県境変更により多少の物議が出ようが、何時か事実の便を得るによつてこれも消滅するとし、他日再び境界の変更を行うような所はないと説明した。相争つた千葉茨城両県民が感情的にならないよう、当初心配された不穏な状態もなく、移管は順調に進んだ。

う、千葉県側議員が茨城県知事に協和を要望し、この移管により自動的に千葉県議員職を解かれることになり、本新島村長当時から反対運動の先頭に立った高城啓次郎は、住所を利根川南岸の千葉県側（香取郡東大戸村）に移し、この後四年半、千葉県会議員を続けた（17）。

(2) 大正・昭和期の動向

明治末年、佐原付近の利根川改修工事により、多数の世帯が移転を余儀なくされ、利根川南岸や旧河道敷に移転した。その結果、利根川北岸になった二か村は、従前千葉県民であったことから、再び千葉県地、千葉県民として対岸に残ることになった。

大正七年、茨城県議会は茨城県側に残された香取郡の北岸地、横利根川以東について、さらに移管を求める意見書を内務大臣に提出したが取り上げるところとはならなかった。

この問題が現実性を帯び再浮上するのが、第二次世界大戦後の町村合併論議の際である。昭和二六年、佐原町ほか三町村をもって佐原市が誕生したが、この時は新島村は時期尚早としてこの合併に加わっていない。これは、村内に茨城県潮来町との越県合併を求める声があったからである。しかし、三〇年新島村ほか近隣三か村が佐原市に合併することで、この問題は終始し、以後社会問題化することはなかった。

むすびにかえて

以上、千葉県香取郡に見られた県境画定をめぐる動向を検証した。

境界としての役割をもった利根川も、多くの架橋により、後向的な分断機能は薄れ、かつてのような区画変更といった議論も出されることなく、不便も解消されているようである。

そして、利根川下流部は、現在も川をはさんで「ちばらき県」といった俗称が通用するような、川をはさんでの生活圏が形成されている地域であることを考えあわせると、⁽¹⁸⁾、地域の実体と河川境界の制度としての行政区画が何を意

味するのとかいうことを地域の課題の中で明らかにしていく作業を続けていきたい。

注

- (1) 原口清『日本近代国家の形成』岩波書店一九六八、同「明治初年の国家権力」(『大系日本国家史4 近代』東京大学出版会、一九七五)、歴史学研究会編『明治維新史研究講座』(第四巻 平凡社、一九五八)をあげておく。また、最近啓蒙書ながら松屋正人『廃藩置県―近代統一国家への苦闘―』(中公新書、一九八六)が公けにされた。
- (2) こうした点、大島美津子「大久保支配体制下の府県統治」(日本政治学会編『年報政治学一九八四―近代日本政治における中央と地方―』岩波書店、一九八五)はすぐれた先行研究である。
- また、林正巳『府県合併とその背景』古今書院、一九六〇は、地理学の立場から府県合併を包括的に論じたものである。
- (3) 内田寛一「国界県界としての北利根川―十六島の開拓と北利根川―」(『田中啓爾先生記念大塚地理学会論文集』目黒書店、一九五〇)が先行研究としてあげられる。
- また、他地域の県域画定をめぐる係争に関する研究では、池田善昭「島根県の行政区画制定の過程と県域をめぐる係争について」(『政治区画の歴史地理―歴史地理学紀要一七―歴史地理学会、一九七五)などがある。
- (4) 大島注(3)論文。
- (5) 常陸国北半分は、茨城県(五一万石)となり、旧上総・安房両国は、木更津県(五二万石)となる。
- (6) 新治県を廃し、利根川をもって境界にしようとする方向は、すでに千葉県令・柴原和、新治県権令・中山信安らにより協議がなされていた(茨城県史料 近代政治編1、一九七〇)。
- (7) これまで、こうした対岸飛地の実情と、行政区画の歴史的過程に十分な理解と関心が示されてこなかったため、随所で混乱がみられる。一例をあげれば、利根川下流部の水郷地帯(つまり本稿での係争地)は、小学校社会科の格好の地域教材となっている。この対岸飛地を主題にした模範的な授業実践をおこなった佐久間勝彦の実践記録には、「ずうっと昔、この辺一帯は霞ヶ浦と同じくらしいの入り海、内側の海だったんです。……その川で土が運ばれて、ここに中洲ができたんですね。……田んぼとして開発されたんです。そして、明治になってから、ここは千葉県の佐原市に組みこまれたんです。……」

(佐久間勝彦『地域教材で社会科授業をつくる』明治図書、一九八七)とあり、当該地域の対岸飛地の歴史の意味が十分理解されているとはいいたい。

(8) 菊地利夫『新田開発』改訂増補 古今書院、一九七七参照。

(9) 例えば、当初十六島の一つに教えられた下総国香取郡二重谷について、常陸・下総国境をめぐる争論が続いていた。内田注(3)論文参照。

(10) 大熊孝『利根川治水の変遷と水害』東京大学出版会、一九八〇。

(11) 茨城県議会が政府に建議した内容。

(明治二二・二三～三〇年、延五回)『茨城県議会史』による。

① 堤防が千葉県管理のため、工事が緩慢で県民から苦情が百出している。茨城県としては堤防を堅牢にしたいと思っても、手が出せずがゆい。

② 両県地が犬牙錯綜しているため紛争の原因になる。

③ 利根川の北岸の香取郡各村とは、利害関係、人情風俗、日常交際に至るまで異ならず。子弟教育も混入している。漁業上の取締りが千葉県側に及ばず不利益を受けている。

④ 千葉県の一部にある反対論は、公益を思わない私論にすぎない。

(12) 千葉県議会が政府に建議した内容(明治一八・一九・二三・三〇年、延四回)『千葉県議会史』による。(以下同じ)

① 県治上、困難をきたし、大河大山をもって境界とすることは自然の理である。

② 利根川以北の香取郡と以南の地は、脈絡は断絶し、人情、風俗、言語共に異なる。

③ 一朝洪水になると、南岸の佐原にある郡役所や警察署から救援が届かず惨状を傍観するのみである。

④ 多額の治水費の支出は、他地域の民情が許さぬ。

(13) 千葉県議会内の反対論

① 一概に天然の境界をもって決められない。

② 両岸の人民は和楽し一家の如くである。

③ 茨城県の役所は、佐原よりもっと遠方(土浦・江戸崎)にあり、隔絶している。

- ④ 香取郡の堤防費用は、房州南部側の道路費に比べ不経済でもない。厄介物を他県に引き渡さんとするが如き安易な決議は議会の恥である。
- (14) 香取郡民の移管反対論(明治二四年一月香取郡大倉村会議長の内務大臣あて請願)
- ① 南北にまたがる村落の分断は、一身両断も同然であり、南岸の居宅から北岸にある田地が異なつては不便利をきたす。
- ② 常総風俗の異なる人民が混入し合つては不幸となり、赤子が慈母から別れる如しである。
- ③ 今まで北岸堤防に多額の献金を為し努力したものを無にする。
- ④ 千葉県議会の建議理由は、治水費多額の一項あるのみで他に要領をみない。
- (15) 香取郡民の移管賛成論(明治二四年一月自由党员ら六八名国会請願、その後、明治二六年など教回に及ぶ)。
- ① 利根川の天然境界は、南北の村落を遮断し、香取郡北岸村落は、人情、風俗全て茨城県と同一である。
- ② 利根川北岸堤は、茨城県にとって自家の安危に関する重大な要所であるのに、これを他人に托すもので、修繕改築の自由がない。
- ③ 千葉県にとつては、少数の土地人民を保護するために毎年莫大な支出は他と不均衡をきたす。
- ④ 利害休戚を同じくする土地人民が一國をなすは、地方自治体の要義である。逆に人情、風俗を別にする人民が同一行政区画をなすは、この要義に矛盾する。
- (16) この法案の貴族院での審議中に、前述の香取郡住民の直接請願が内務省にあり、その哀願が影響したか、賛成五七、反対七〇で否決した。(香取郡住民の大規模な反対運動を当時の東京日日新聞はじめ各紙が取り上げている) こうした大規模な直接請求がなされたことは、いかにこの問題が大きな社会問題化していたかを示すものである。
- また、この時期は利根川上流(渡良瀬川)における足尾銅毒被害住民の大量請願が続いていた時期で、政府は香取郡住民の請願とあわせて、訴願法による規制を検討している。
- (17) 高城啓次郎は、晩年郷里へ戻り、本新島村村長を二期つとめた(『千葉県議会史 議員名鑑』千葉県議会、一九八五)。

(18) 阿由葉司「利根川・家族・そして利根川」〔比較家族史研究〕一、比較家族史学会、一九八〇 阿由葉「利根川と生活圏
道標活用の試み」〔新しい地方史をめざして(研究発表要旨)〕、地方史研究協議会、一九八〇 阿由葉「道標と利根川流
域史」〔『房総の石仏』五、房総石造文化財研究会、一九八七〕

参考文献

- 『大日本帝国議会史』第一・二・三・四卷(大日本帝国議会史刊行会、一九二六・二七)
『佐原町誌』(佐原町、一九三一)
『千葉県議会史』第一・二卷(千葉県議会、一九六五、六九)
『茨城県議会史』第一・二卷(茨城県議会、一九六三、六四)
『佐原市史』(佐原市、一九六六)